

2025年1月16日

新潟県後期高齢者医療広域連合  
連合長 磯田 達伸 様

新潟県保険医会  
会長 井上 正則

## 能登半島地震被災者の医療費窓口一部負担金の 支払い免除の再開等を求める要望書

県民の健康の確保に対するご尽力に敬意を表します。

さて、昨年1月1日に発生した震度7の能登半島地震によって、県内でも多くの家屋が被害を受けました。地震から1年が経過した現在も復興は道半ばであり、被災された方々の健康を守り生活再建を進めるためには、医療費の一部負担金免除を十分な形で実施することが必要です。

しかし、今まで被災者への一部負担金支払い免除措置を行ってきた県内全14市町の国民健康保険及び後期高齢者医療広域連合において、昨年12月末をもって当該措置が終了となりました。国の財政措置の一部（特例補助）の打ち切りが免除措置終了の要因とはいえ被災を軽視した冷酷な仕打ちと言わざるをえません。

この一方で、全国健康保険協会等は一部負担金の支払猶予・免除を6月末まで継続しています。他県の市町村国保及び後期高齢者医療広域連合についても、石川県、福井県では今まで対象であった全自治体で、富山県では今まで対象の13市町のうち全半壊被害がない内陸7市町を除く6市で引続き支払い免除措置が継続されています。

新潟県では、液状化で大きな被害を受けた新潟市を中心として全壊109棟、半壊4,095棟（令和6年12月26日時点）の住宅被害が報告されています。こうした被災者に対し、加入する保険者に係わらず、安心して医療を受けられる支援の継続が必要です。

また、一部負担金支払い猶予・免除措置の対象期間について、患者や医療機関へ十分な周知がされておらず、医療機関・薬局窓口での混乱が続いています。

以上の状況を踏まえ、下記事項実現に向けた早急な対応をお願いいたします。

### 記

- 一．能登半島地震被災者への医療費等一部負担の免除措置をただちに再開すること。再開にあたっては、令和7年1月からの終了期間に発生した医療費等一部負担について、還付請求できるよう取り扱うこと。
- 一．能登半島地震被災者への医療費等一部負担の支払免除措置の対象期間について、十分な周知を行うこと。

以上

2025年1月16日

新潟市長  
中原 八一 様

新潟県保険医会  
会長 井上 正則

## 能登半島地震被災者の医療費窓口一部負担金の 支払い免除の再開等を求める要望書

市民の健康の確保に対するご尽力に敬意を表します。

さて、昨年1月1日に発生した震度7の能登半島地震によって、県内でも多くの家屋が被害を受けました。地震から1年が経過した現在も復興は道半ばであり、被災された方々の健康を守り生活再建を進めるためには、医療費の一部負担金免除を十分な形で実施することが必要です。

しかし、今まで被災者への一部負担金支払い免除措置を行ってきた県内全14市町の国民健康保険及び後期高齢者医療広域連合において、昨年12月末をもって当該措置が終了となりました。国の財政措置の一部（特例補助）の打ち切りが免除措置終了の要因とはいえ被災を軽視した冷酷な仕打ちと言わざるをえません。

この一方で、全国健康保険協会等は一部負担金の支払猶予・免除を6月末まで継続しています。他県の市町村国保及び後期高齢者医療広域連合についても、石川県、福井県では今まで対象であった全自治体で、富山県では今まで対象の13市町のうち全半壊被害がない内陸7市町を除く6市で引続き支払い免除措置が継続されています。

特に液状化で大きな被害を受けた新潟市では、全壊100棟、半壊3,977棟（令和6年12月26日時点）と、県内の9割にあたる全半壊の住宅被害が報告されています。こうした被災者に対し、加入する保険者に係わらず、安心して医療を受けられる支援の継続が必要です。

また、一部負担金支払い猶予・免除措置の対象期間について、患者や医療機関へ十分な周知がされておらず、医療機関・薬局窓口での混乱が続いています。

以上の状況を踏まえ、下記事項実現に向けた早急な対応をお願いいたします。

### 記

- 一．能登半島地震被災者への医療費等一部負担の免除措置をただちに再開すること。再開にあたっては、令和7年1月からの終了期間に発生した医療費等一部負担について、還付請求できるよう取り扱うこと。
- 一．能登半島地震被災者への医療費等一部負担の支払免除措置の対象期間について、十分な周知を行うこと。

以上

2025年1月16日

内閣総理大臣 石破 茂 様  
厚生労働大臣 福岡 資麿 様  
財務大臣 加藤 勝信 様

新潟県保険医会  
会長 井上 正則

## 能登半島地震被災者への医療費窓口一部負担金の 支払い免除等を求める要望書

令和6年能登半島地震の甚大な被害への貴職のご尽力に敬意を表します。

さて、昨年1月1日に発生した震度7の能登半島地震によって、多くの家屋が被害を受けました。新潟県では液状化で大きな被害を受けた新潟市を中心として全壊109棟、半壊4,095棟（令和6年12月26日時点）の住宅被害が報告されています。地震から1年が経過した現在も復興は道半ばであり、被災された方々の健康を守り生活再建を進めるためには、医療費の一部負担金免除を十分な形で実施することが必要です。

しかし、今まで被災者への一部負担金支払い免除措置を行ってきた新潟県内全14市町の国民健康保険及び後期高齢者医療広域連合において、昨年12月末をもって当該措置が終了となりました。当会が行った聞き取り調査では、複数の保険者より「国の財政措置の一部（特例補助）の打ち切り」が免除措置終了の要因であるとの回答を得ています。

石川県、福井県、富山県の一部自治体や全国健康保険協会では支払い猶予・免除を6月末まで継続していますが、特別調整交付金の基準を満たさない場合、免除の財源は保険者負担となります。

復旧・復興を進めるためにも、被災自治体にこれ以上の財政負担を負わせるべきではありません。加入する保険者に係わらず、被災者が安心して医療を受ける体制を作るには、国による全面的な支援の継続が必要です。

また、一部負担金支払い猶予・免除措置の対象期間について、患者や医療機関へ十分な周知がされておらず、医療機関・薬局窓口での混乱が続いています。

以上の状況を踏まえ、下記事項実現に向けた早急な対応をお願いいたします。

### 記

- 能登半島地震被災者への医療費等一部負担の免除対象期間は、被災者が被災前の生活に戻るまで継続すること。その財源は特別調整交付金と国の補助とし、保険者の財政的負担が生じないようにすること。
- 能登半島地震被災者への医療費等一部負担の支払免除期間について、十分な時間を確保し事前に通知すること。

以上